

役割①

複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案や、関係機関等が対応した事案の共有

- ・ 関係機関が対応した相談に係る事例に関する情報（特に、解決したもの、合理的配慮の提供に結び付いたものなど）の共有を行う。
- ・ 地域協議会の構成機関等における障害者差別の解消に関する共通認識を醸成する。
- ・ 県と市町、国と県、民間事業者と行政機関など、複数の機関をまたいで解決を図る必要がある事案に関する協議を行う。

役割② 障害者差別に関する相談体制の整備、障害者差別の解消に資する取組みの共有

- ・ 相談窓口の周知、職員対応の向上について協議する。
- ・ 合理的配慮の事例を蓄積・共有し、評価分析を行い、よりよい対応について協議する。
- ・ 相談から解決の際の標準スキーム等の検討を行う。

役割③

障害者差別の解消に資する取組みの周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発

- ・ 法等の効果的な周知・発信のあり方、研修や啓発内容等について協議する。
- ・ 各機関の取組みや合理的配慮の具体例について、広く実施したほうがよいものについて検討し、周知する。

役割④ その他必要な事項に関すること